

# 道路自営工事承認申請の手続き

1. 必要書類
  - ①申請書：道路自営工事承認申請書
  - ②位置図：1/50,000程度の地図に、申請位置を朱書します。
  - ③案内図：1/10,000程度の住宅地図に、申請箇所を朱書します。
  - ④実測平面図：1/100～1/500の実測平面図を作成し、工作物ごとに色塗りをした上で、各工作物の数量が明確になるよう数値を記入します。  
(必要に応じて凡例を示してください。)
  - ⑤縦横断面図：路面からの深さ及び既設の物件との距離などによって位置を明確にした上で、施工方法（工作物の基礎構造・通路取付部の勾配・通路部分の舗装構成等）を記入します。
  - ⑥三斜丈量図：各工作物の面積が明確になるように作成します。（規格品については、長さや数だけでもよい。）
  - ⑦構造図：工作物の構造が明確になるように作成します。
  - ⑧公図（写）：法務局の公図（写）に工事箇所を朱書します。
  - ⑨設計書・仕様書：大規模な工事の場合は添付が必要です。
  - ⑩帰属承諾書：道路敷地内の工作物を国又は県に帰属するためのものですので、数量を正確に記入した上、記名・押印します。
  - ⑪写真：現地の状況がわかるように必要枚数の写真を撮り、工事箇所を朱線で記入します。
  - ⑫市町村長の意見書：工事箇所の市町村建設担当課に意見照会をします。市町村長の意見書を取得し、申請書正本に添付、副本には写しを添付します。
  - ⑬その他：上記の他にも、建設事務所が書類の提出を求めることがあります。
2. 提出部数 道路自営工事承認申請書 2部（正本1部・副本1部）
3. 提出期限 工事着手の3週間前を目安としてください。場合によっては、承認まで3週間以上かかる場合もあります。
4. 提出の流れ 工事の内容についての事前打ち合わせが終了したら、正本1部・副本1部に市長村長の意見書（必要がある場合）を添付して、長野県佐久建設事務所の佐久北部事務所維持管理課 管理係に提出してください。  
景観条例、屋外広告物条例に関係する事案の場合は、建設事務所建築課又は市町村担当課にもご相談ください。
5. 着手届 佐久建設事務所ホームページに書式があります。必要事項を記入の上、工程表を添付して提出してください。
6. 完了届 佐久建設事務所ホームページに書式があります。工事完了の際に、必要事項を記入の上、工程ごと（着工前・掘削・転圧・完了後等）の写真を添付して提出してください。

\*その他詳しいことは道路担当までお問い合わせ下さい。

385-8533 佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内  
佐久北部事務所 維持管理課 管理係  
TEL0267-63-3172 FAX0267-63-3128